

第6回プログラム実施レポート






※2025年度宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業

参加無料 服装自由 食べ物提供 受講奨励金支給

リ・トライ！ 居場所＆プログラム 開講のお知らせ

第6回 9月28日(日) 14:00～16:00
(会場詳細は、別途参加者へお知らせします)

＜対話型Lifeスキル獲得＞
講義・対話：社会で活かせる法律の知識
コミュニケーションや自分の身に備わっている力は多くいらっしやいます。対話型Lifeスキル獲得講座では、コミュニケーションの基本を学ぶことで実践的なスキルを身につけるとともに、実際にどのような場面で困ることが多いか、先輩たちの声を聴きながら学びます。
今回は、「社会で活かせる法律の知識」と題して、社会に出るため、出たあと直面する課題に必要となる基本的な法律を、講義と対話で学びます。

刑務所や少年院を出た後に、生活の場面や就職、アルバイトのなかで、悩まされることがありませんか？
「職場の人たちとうまく会話ができない」
「2、3年後のキャリアがイメージできない」
「昔の仲間と離れて今の仕事をめようと考えている」
「給料をもらうとすぐに使ってしまう生活が苦しい」
「また同じことをしてしまいたいと思って悩んでいる」など
そのような悩みをかかえる方々のために、全12回のプログラムをご用意しました。
生活の場面での困りごとへの具体的な対処法や、先輩たちの対話、そして個別相談もできる場になっています。
働き続けることで悩む悩みを、相談やプログラムでサポートします。

講師：弁護士 花島伸行 氏
弁護士花島伸行事務所代表弁護士
(仙台弁護士会所属)
日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事
東北少年院後援会幹事(元)事務局長
弁護士花島のから、児童福祉施設や少年院での出所後援会(社会で役に立つ法律知識)「スマホ・5人組との付き合い方」「好きな人ができた」等、社会生活で悩める若者を対象とするアフターケア事業における法律アドバイザーとしています。

主催・お問い合わせ先
特定非営利活動法人 Switch 法人本部 今野 本間
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1丁目3 東口鳳月ビル602
電話：022-762-5851 メール：info@retry-miyagi.org
法務局・裁判所の協力の下、生活保護制度、福祉制度、労働法、雇用保険、職業訓練、職業訓練、職業訓練、職業訓練プロジェクト、職業訓練、更生保護法人、更生保護会等と連携しています。

参加申込書 (FAX:022-762-5853)

次で送り添付したいので、申し込みます。 年 月 日

氏名	(フリガナ)
生年月日	西暦 年 月 日
現住所	〒 ー ー
電話番号	ー ー ー ー ー ー
メールアドレス	ー ー ー ー ー ー ー ー
所属機関	所属機関を希望 ☐ する ☐ しません

※送付、送付申請、個人用紙取り出し、送付等、必要書類の提出をお願いします。送付料となります。

実施日:25年9月28日(日)14:00～16:00

プログラム:講義・対話:社会で活かせる法律の知識

対話型Lifeスキル獲得講座では、コミュニケーションの基本を学ぶことで実践的なスキルを身につけるとともに、実際にどのような場面で困ることが多いか、先輩たちの声を聴きながら学びます。

今回は、「社会で活かせる法律の知識」と題して、社会に出るため、出たあと直面する課題に対応するために必要な基本的な法律を、講義と対話で学びます。

参加者

:受講者13名、講師1名、オブザーバー2名、スタッフ5名(内ボランティア2名)

会場:トークネットホール仙台2F(仙台市民会館)第5会議室

運営団体



Switch
認定NPO法人

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル602

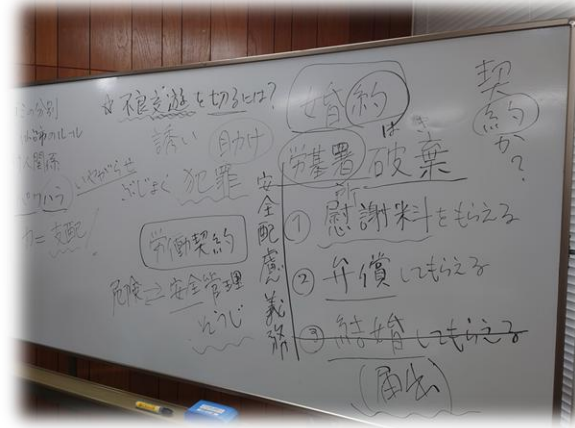
☎:022-762-5851 FAX:022-762-5853

メールアドレス: info@retry-miyagi.org 担当:今野、本間

講義・対話：社会で活かせる法律の知識

＜プログラムタイムスケジュールと主な内容＞

- 14:00～14:05 プログラムの説明、講師紹介
 - 14:05～16:00 講義・対話:社会で活かせる法律の知識
 - 14:05～14:10 ウォーミングアップ(自己紹介):グループごとに、まずは自己紹介でウォーミングアップ
 - 14:10～14:55 講義・対話(前半):『「契約」について、深く知る』を副テーマに、テキストに沿って講義
 - 14:55～15:05 休憩&雑談タイム
 - 15:05～15:20 グループワーク:花島先生に“きいて”みたいこと:3グループに分かれ、質問を挙げてもらった(スライド-3)
 - 15:20～15:50 講義・対話(後半):グループワークへのフィードバック
グループワークの質問を全体共有しながら、一つひとつ、丁寧にフィードバックをもらった(スライド-4)
(時間の許す範囲ではあったが)
 - 15:50～16:00 アンケート記入し感想全体共有、まとめとして花島先生よりメッセージ
- 



グループワーク:花島先生に“きいて”みたいこと

(ひとりで質問するのは難しいけど、グループで話してからなら、質問できる！?)

法律にまつわるご自身の出来事や、これから起こりそうな出来事で、花島先生にきいてみたいことを、グループで話して2～3個くらいの質問を書き出してみましょう！

グループ-1

- ① アパート暮らしを始めて、ゴミの分別方法を指摘されるが、自分が住んでいた地域と違うので変えて欲しい。
- ② 人間関係でトラブルになったことがあり、どうしたらいいか？
- ③ お金の貸し借り:120万円のダイヤモンドを買ってくださいと言われて、買う気がないので断ったら、車の中で2時間軟禁状態になり、この状態から逃げたくて、拇印を押しました。どうしたらいいですか？

グループ-2

- ① 不良交友を切るにはどうしたらいいですか？、流されないためにはどうしたらいいか？、環境を変えるには？
- ② パワハラって何ですか？、誰が決めるのでしょうか？
- ③ バイトを飛ぶとどうなるか？
- ④ 盗んだバイクをもらって捕まったらどうなるのか？

グループ-3

- ① 結婚は契約であるが、婚約は契約であるのか？ 婚約破棄は契約違反ですか？
- ② 労働安全衛生法違反:仕事をする上で安全管理が第一だと思うのですが、仕事優先となり事故がある。どう対応するといいいか？

グループで選んだ質問を、みなさんに共有してみましょう！

グループワーク:花島先生に“きいて”みた！

グループ-1

- ① アパート暮らしを始めて、ゴミの分別方法を指摘されるが、自分が住んでいた地域と違うので変えて欲しい。
回答:税金による自治体のサービスで契約ではないので、自治体のルールに沿って生活することをお勧めします。
- ② 人間関係でトラブルになったことがあり、どうしたらいいか？
回答:具体的にどんなことがあったか？、すぐには出てこなかったなので、回答は保留。

グループ-2

- ① 不良交友(交遊)を切るにはどうしたらいいですか？
回答:関係性やきっかけにもよる。例えば地元の先輩/後輩など断りづらい。何を切りたいのか。誘いを断るには、助けが必要。警察や弁護士など。断れない時の基準は犯罪になるかどうか。助けを求める、相談することが大事。
- ② パワハラって何ですか？、誰が決めるのでしょうか？
回答:パワーハラスメントとは、力=支配/上司が指示・指導・教育をするとき、嫌がらせや侮辱など指示・教育に必要なことをする言動。

グループ-3

- ① 結婚は契約であるが、婚約は契約であるのか？ 婚約破棄は契約違反ですか？
回答:婚約の“約”は、契約の“約”で、結婚との違いは、婚姻届けを出す前か後か。婚約破棄は、届けを出さずに終わること。一歩的に婚約を破棄された場合、何を請求できるか。慰謝料:○、結納金や婚約指輪の弁償:○、裁判で訴えたと結婚できる:×(個人の自由は守られる)
- ② 労働安全衛生法違反:仕事をする上で安全管理が第一だと思うのですが、仕事優先となり事故がある。どう対応するといいいか？
回答:労働契約法において、労働者は安全に働かせてもらう権利があり、雇用主は、安全に働かせる義務がある。怠った場合は、安全配慮義務違反になる。労災隠しやサービス残業は、労働基準監督署を頼ること。

グループワーク:花島先生に“きいて”みたいこと

メールで回答をいただきました

グループ-1

- ③ お金の貸し借り:120万円のダイヤモンドを買ってくださいと言われて、買う気がないので断ったら、車の中で2時間軟禁状態になり、この状態から逃げたくて、拇印を押しました。どうしたらいいですか？

回答:自ら宝石店などに行くのではなく、路上でキャッチセールスに遭った場合、契約書らしきものに署名や拇印を押しても、クーリングオフの説明が書いてある書類を受け取ってから8日間以内であれば、契約を取り消すことができる。書面を受け取っていない場合でも、「受け取ってから8日間以内」は取り消せる。相手の名前や住所がわかる時は、書類を受け取る前に、クーリングオフの通知を出せば契約から解放される可能性がある。ただ、拇印を押した契約書のうち1通をその場で受け取って、その書類にクーリングオフのことが書かれていた場合には、受け取ってから8日を超えてしまうとクーリングオフはできなくなります。もし、まだクーリングオフができるけれど通知の出し方を知りたい場合は相談してください。いったんお金を払ってしまうと、取り返せる場合でも時間や費用がかかりますので、まずは支払わないことです。

グループ-2

- ③ バイトを飛ぶとどうなるか？

回答:アルバイトは労働契約(または雇用契約)です。

ア)2か月や1年契約など、期間を決めて働く契約をした時は、原則として期間満了まで辞められない。例外として、面接のときの労働条件より悪い場合など「やむを得ない事由」があれば、直ちに契約を解除し辞めることができる。しかし、「やむを得ない事由」があっても、自分の方に落ち度・過失がある場合や、そもそも「やむを得ない事由」を証明できない場合には、残りの期間に出勤しないことが無断欠勤(=「飛ぶ」=落ち度・過失あり)となり、使用者が代わりのアルバイトを雇うのにかった手間暇の費用を請求されれば弁償(賠償)しなければなりません。

イ)期間を定めずに雇われてアルバイトとして働いていた場合は、2週間前に予告すれば、予告～2週間後に辞めることができます。しかし、予告もせずに欠勤する(「飛ぶ」と、法律的には無断欠勤の扱いとなり、ア)と同じように使用者に対する損害賠償をしなければならない場合がある。

ウ)その他、バイト先から借りていた制服などを返さないでいると、その点でも弁償(賠償)を求められることがあります。

- ④ 盗んだバイクをもらって捕まったらどうなるのか？

回答:もらったバイクが盗品(誰かから盗んできたバイク)であることを知っていた(「無償で譲り受けた者」にあたる)場合には、盗品譲受け罪という犯罪となり、3年以下の拘禁刑が科されます。ちなみに、バイクや自動車は「登録」が必要なので、もらう前の持ち主が誰なのかを確かめて名義変更する必要があります。登録の確認をしないで「くれた人が持ち主だと思ってた」と言っても、うすうす「他人の物かもしれない」と思いながらももらったことになり、犯罪が成立してしまうことがあるので、ご注意ください。

受講者コメント

リ・トライ！プログラム受講後アンケートより

【質問】自身が成長したと感じられる点や、今後の仕事や生活に役立つと思うことを教えてください。

- 色々の法の学びがあって良かったです。
- 自分では10月ころには、仕事を見つけて一生懸命働きたい。働けるようにして生活することを心掛けたい。
- 自身の成長は感じられません。
- 契約に関するコレ！という一つの答えが知れたのはとても大きかった。何事を考える時も参考にしていきたいと思った。
- 契約とは普段から良く聞く言葉ですが、深く考えたことはありません。少しは契約の知識が身に付いたので良かったです。
- 質問が身近なものがたくさんあったので仕事だったりトラブルがあったときに対しての知識になるのではないかと思いました。
- 契約について詳しく教えていただけた事は、これからの生活の上でとても役に立ちます。本日は受講できて良かったです。
- 歩いて会場まで来れた。
- 現実を見る。それが答えです。今後の生活に役立つ内容でした。
- 法律について知る機会があって良かったと思う。
- 「契約」を細部にわたり、わかりやすく講義いただいたので、頭の中に入ってきました。今後社会生活を再出発する上で、役立てるとともに、自分も必要な知識として勉強していけたらと思います。
- 自分が成長したと感じる点はありません。今後の仕事や生活に役立つと思うことはわかりませんが、きっと何かの役に立つはずです。

【質問】プログラムの改善点や、その他感じたことを自由にお書きください。

- とても良かったです。
- 自分は、ここで最後にして、何にでも行けるようにしたいです。
- 先生の声がとても聞き取りやすくて良かったと感じました。
- 今後相談したいことがあれば積極的に周りに協力を求めていきたいと思う。

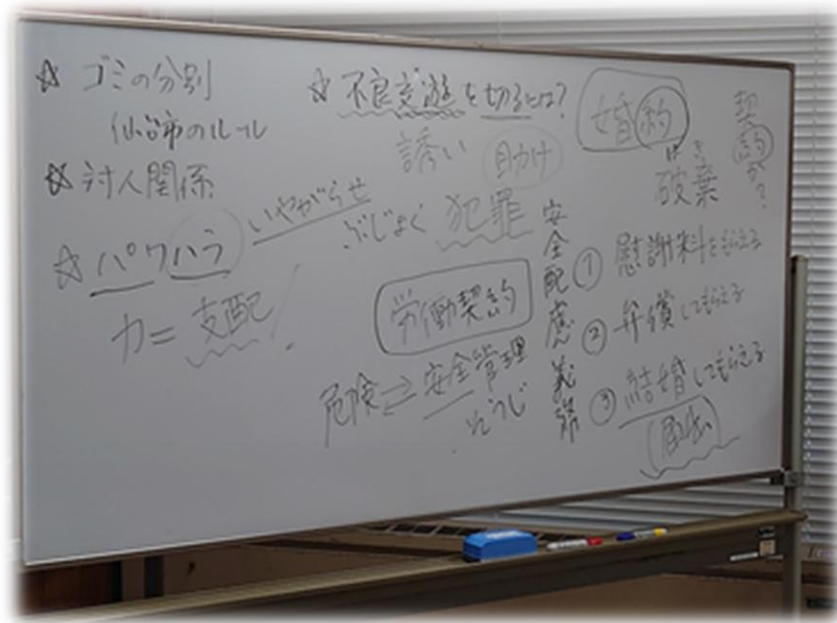
花島先生からのメッセージ

弁護士は、権利を実現するための仕事であり、刑務所や少年院で過ごされた方が、社会でトラブルに巻き込まれないように、あるいはトラブルを起こさないように、暮らしていくことを応援することは非常に大事だと思っている。

自信を持って、確かめながら前に進むといいと思う。しかしながら、良くも悪くも自己責任と言われる世の中でもあるので、困った時などの相談先の一つとして覚えていてもらえるといいと思います。

皆さんからいただいた質問は、多くの学びがありとても良かったと思います。

本日は、日曜日午後にも関わらず参加してもらい、一緒に学ぶことができて良かったです。



総括コメント

『「契約」について細部にわたり、わかりやすく講義いただいたので、ずっと頭に入ってきました。

今後、社会生活を再出発するうえで役立てるとともに、自分にとって必要な知識として学び続けたいと思います。』

秋の気配が漂い始めた仙台・広瀬川のほとりで、「宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業 リ・トライ！」を開催しました。

本日は、何度も法律相談を重ねるなかで、私自身が思わず涙することもあった弁護士・花島先生にお越しいただきました。

先生からは、「地域の中でさまざまな生きづらさを抱えやすい皆さんにとって、自己責任論が蔓延する社会の中で、最低限の法律を知ることはとても大切です。それでも迷ったときには、すぐに私たちにご相談ください。」と力強いメッセージをいただきました。

彼らの多くは法律によって裁かれてきた一方で、地域の中で法律によって守られる権利を守られないまま生きてきた方も少なくありません。だからこそ、法律を学ぶことが生きやすさにつながり、地域のなかに安心を広げていく一歩になると感じました。

次回は「怒りや感情のコントロール」をテーマにしたソーシャル・スキルズ・トレーニング(SST)を予定しています。

感心のある方は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

(代表理事 FBより一部編集し引用)

